

令和4（2022）年6月30日開催

令和4年度  
柏崎市農業委員会第25回議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会第25回総会 議事録

- 1 日 時 令和4年6月30日(木)
- 2 場 所 柏崎文化会館 アルフォーレ 1階 マルチホール
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条許可申請について  
議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
議第5号 令和4年度農地パトロール(案)について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後2時00分

山崎事務局長

これより第25回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人です。欠席報告は1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを御報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は25人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、7番 佐藤 敏委員、11番 小柳 直樹委員の2人を指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書1ページを御覧ください。議第1号農地法第3条許可申請について御説明申し上げます。

申請番号1 西山町二田地内、田、2筆 計1,320㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号2 西山町坂田地内、畑、3筆、計384.82㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1及び申請番号2について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「議長」との声あり —

No.5 安野 検一農業委員

今ほどの事務局の説明で、申請番号1の所在地が西山町二田とありましたが、議案書には西山町坂田と記載されています。ここは訂正するのでしょうか。

和田主任

申し訳ありません。記載誤りでした。申請番号1の「坂田」のところを、「二田」に修正をしていただいでよろしいでしょうか。大変申し訳ありませんでした。

議長

安野委員よろしいでしょうか。

No.5 安野 検一委員

はい。

議長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 錦町地内、田、352 m<sup>2</sup>。駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、平成 4 年頃より隣接するアパートの入居者及び〇〇〇の利用者の貸駐車場として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 扇町地内、田、354 m<sup>2</sup>。駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、昭和 51 年頃より隣接する〇〇〇の従業員及び来客用の貸駐車場として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 茨目地内、田、943 m<sup>2</sup>。駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、令和元年頃より隣接する〇〇〇の作業車両及び従業員用の貸駐車場として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類、審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ

んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可について、御説明いたします。

申請番号 1 上田尻地内、田、264 m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 2 笠島地内、畑、16 m<sup>2</sup>。宅地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人が申請地に隣接する宅地において一般個人住宅の建築を計画しておりますが、申請地が法面となっているため土留めをして宅地と一体利用することとしております。

申請番号 3 西山町新保地内、畑、138 m<sup>2</sup>。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請地につきましては、平成 4 年頃より、渡人が一般個人住宅の庭として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人につきましては、渡人から住宅も併せて購入し、移住する予定であり、申請地を庭兼家庭菜園として利用する計画となっております。

申請番号 4 安田地内、田、71 m<sup>2</sup>。通路。第 2 種でございます。

申請地につきましては、昭和 48 年頃より受人の自宅への通路として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 5 西山町尾町地内、田、39 m<sup>2</sup>。通路。第 2 種でございます。

申請地につきましては、昭和 27 年頃より宗教法人である受人の寺院及び近隣住宅への通路として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。なお、当該寺院は地域の公会堂としても利用されており、お手

元の案内図の 15 ページでは、「集会所」として記載されております。

申請番号 6 平井地内、畑、165 ㎡。駐車場。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は申請地の隣接地において美容室を経営しており、申請地を来客用の駐車場として利用する計画となっております。

続きまして、議案書 4 ページを御覧ください。

申請番号 7 南条地内、畑、485 ㎡。駐車場。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は申請地の隣接地において自動車整備販売業を営んでおり、申請地を社員及び受託車両用の駐車場として利用する計画となっております。

申請番号 8 三和町地内、田、991 ㎡。集合住宅 2 棟。第 3 種でございます。

申請番号 9 四谷三丁目地内、田、1,120 ㎡。集合住宅 2 棟。第 3 種でございます。

申請番号 10 平井地内、10 筆、田及び畑、計 1,580.33 ㎡。送電線張替工事に伴う工事用地のための一時転用。第 1 種でございます。

申請番号 11 平井地内、畑、515 ㎡。資材置場及び重機駐車場の拡張。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は左官工事業を営んでおり、申請地の隣接地において資材置場及び重機駐車場を所有しておりますが、業務拡大により手狭となったことから、申請地を資材置場及び重機駐車場の拡張用地として利用する計画となっております。

申請番号 12 水上地内、5 筆、畑、227 ㎡。資材置場。第 2 種でございます。

申請地につきましては、平成 24 年頃より、受人が圃場整備や土木工事に係る資材置場として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類、審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。

和田主任

議案書 5 ページを御覧ください。説明の前に、議案書二か所の訂正をお願いいたします。一か所目は、5 ページの 11、「令和 4 年（2022）7 月 18 日」と記載してありますところを、「令和 4 年（2022）7 月 15 日」と修正していただきますようお願いいたします。二か所目は、6 ページの申請番号 1 の地番に、「外 3 筆」と加えていただきますようお願いいたします。誤りがあり大変申し訳ございません。

それでは、議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）、（県営経営体育成基盤整備事業 高田南部地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後 10 日以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田（4 筆）、4,090.00 m<sup>2</sup>。9、関係人の数、受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 1 人。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 4（2022）年 7 月 15 日。農用地利用集積計画の明細は、別紙明細書のとおりです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり決定といたします。

議長

次に、「議第 5 号 令和 4 年度 農地パトロール（案）について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 7 ページを御覧ください。議第 5 号 令和 4 年度 農地パトロール（案）について、御説明いたします。

本日お配りしましたカラー両面刷りの「7 月、8 月は農地パトロール強化月間です」というチラシも参考に御覧いただければと思います。

委員の皆様からは、例年、農地パトロールにご協力いただき、大変ありがとうございます。

農地パトロールにつきましては、全国版の実施要領に基づき、本市農業委員会として実施方法を定めております。

本市農業委員会の実施方法の概要としましては、議案書の 8 ページから 9 ページの「柏崎市農地パトロール実施要領」に、具体的な実施方法としましては、議案書 10 ページから 12 ページの「農地パトロールの具体的行動計画」に、案をお示しさせていただきました。内容につきましては、基本的には昨年度と同様となっております。

「柏崎市農地パトロール実施要領」につきましては、議案書をお読み取りいただければと思います。

「農地パトロールの具体的行動計画」について御説明させていただきます。議案書の 10 ページを御覧ください。

「1 趣旨」につきましては、農業委員会の必須業務である「農地利用最適化」の確実な取組を実施するため、「農地パトロール月間」を設定し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消や農地の違反転用発生防止対策等について集中的に取り組むこととするもので、農地法第 30 条の利用状況調査と一体的に行うこととしています。

「2 目的」につきましては、「遊休農地の実態把握と是正指導」、「農地の違反転用の早期発見と是正指導」、「農地への不法投棄の早期発見と是正指導」の 3 つとしております。

このうち、「遊休農地の実態把握と是正指導」につきましては、遊休農地に加え非農地の把握も含まれており、農地法第 30 条に基づく「利用状況調査」と一体的に行うこととなります。

「農地の違反転用の早期発見と是正指導」及び、「農地への不法投棄の早期発見と是正指導」につきましては、委員の皆様による早期発見及び是正指導をお願いします。

特に違反転用に関しては、工事の中止や現状復旧等の命令に従わない場合、個人にあつ



ては「3年以下の懲役または300万円以下の罰金」が、法人にあつては「1億円以下の罰金」といった厳しい罰則が科されるほどの重大な違法行為ですので、御留意ください。

「3 実施期間」につきましては、例年、農繁期を避け、7月から8月としております。今年度の実施期間は、7月1日から8月31日までを計画しております。

「4 調査対象土地」につきましては、基本的には市内全域の農地となりますが、実際の調査個所については、各班において選定をお願いします。

「5 遊休農地及び非農地の区分」につきましては、表のとおりとなっております。

遊休農地は、「①人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等（以下「草刈り等」という）を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」、「②草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」、「③その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」の3区分となっております。②、③については、現場での判断が難しいと思われまので、実際は①に該当するかどうかで遊休農地を判断することになると思われま。

御留意いただきたい点として、耕作はされていなくても年間1回は草刈りをする等の維持管理がされているような農地は、遊休農地として扱う必要はないと考えま。

遊休農地と判定された農地については、農地法第32条に基づき、所有者等に対し、判定後直ちに「利用意向調査」を行い、回答期限までに回答が得られない場合は、農業委員または推進委員が直接訪問等を行うほか、所有者等から意思の表明がない農地については、最終的に勧告を実施するなどの強い措置を講じることとなります。

非農地につきましては、農業委員または推進委員が3人以上で現地調査を行い、「既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地」と判断した場合、非農地とすることができます。遊休農地と違い、非農地の所有者等には利用意向調査や勧告等はいりません。

以上の点を踏まえて、慎重な判断をお願いいたしま。

続きまして、議案書11ページの「6 実施方法」を御覧ください。

(1) 農業委員及び推進委員が地区別に班編成をしてパトロールを行います。班編成につきましては、議案書12ページの「9 地区別パトロールの班編成」を御覧ください。内容は昨年と同様となっております。各班のリーダーについては、お手数をおかけしまますが、二重丸がついた農業委員の方をお願いいたと思いま。

なお、各班のリーダーの方には、農地パトロールに必要な物品や書類を紙袋に入れてお配りしてあります。内容は、航空写真等が綴ってある青いチューブファイル、書類が入ったクリアファイル、画板、ホワイトボードの4点となっておりますので、御確認をお願いしま。

(2) 班内で分散してパトロールを行う場合は、農業委員または推進委員が3人以上でま

とまって実施いただきます。これは、先ほど申しました非農地の判断を行うためです。

南鯖石地区の班については、人数が2人となっており、3人に満たないことから、必要に応じ、中鯖石地区の班と協力・連携して対応をお願いします。

(3) 目に見える活動を図るため、「腕章、キャップ、ゼッケン」を着用します。

(4) パトロールの際は農地パトロールマグネットシートを車に装着します。ただし、装着による車への傷や跡が残るなどの恐れもありますので、マグネットシートの装着は任意とさせていただきます。本日の配布物品には入っていませんので、もし、御利用の班がありましたら総会後に事務局にお申し出ください。

(5) 農業委員及び推進委員の活動の様子及び調査対象土地をデジタルカメラで撮影し、事務局が配布した航空写真に「調査対象土地」、「撮影地点」及び「現況」の記入をお願いします。

航空写真につきましては、令和2年度に撮影したものです。農地は赤枠で示しており、地番があるものとなないものの2種類が綴ってありますので、使いやすい方を利用していただいで結構です。農地の表示につきましては、平成29年度時点の農地台帳の情報を基にしております。転用許可や非農地証明、平成29年度以降の圃場整備等の情報は反映されておきませんので、申し訳ございませんが御承知おきください。

航空写真に記入いただく「現況」につきましては、「遊休農地①」、「遊休農地②」、「遊休農地③」、「非農地」、「違反転用地（内容）」、「不法投棄地」との6区分に分けて航空写真への記入をお願いします。遊休農地①から③につきましては、議案書10ページの「5 遊休農地及び非農地の区分」によるものです。

(6) パトロール実施後、または実施中でも結構ですが、「農地パトロール実施結果報告書」及び「農地パトロール結果（個票）」に調査結果の記入をお願いします。

また、具体的行動計画には記載しておりませんが、「令和4年度 農地パトロール（利用状況調査）記入票」という書類も各班のリーダーの方にお配りした紙袋の中のクリアファイルに入っていますので、こちらも併せて記入をお願いします。

農地パトロール終了後は、議案書の「7 事務局への提出書類等」に記載のもの及び、先ほど申しました「令和4年度 農地パトロール（利用状況調査）記入票」を、お手数をおかけしますが、9月9日（金）までに事務局に提出してください。

なお、撮影した写真データの提出方法につきましては、特に形式は問いませんが、例えばSDカードやCD-R等で提出いただき、事務局でデータを保存後に返却させていただきたいと思います。

提出書類等につきましては、各班のリーダーの方にお配りした紙袋の中のクリアファイルに入っている、「配布物品一覧表」にもまとめて記載してありますので、御覧いただければと思います。

連日、真夏日が続いており、農地パトロール期間中も猛暑が予想されます。委員の皆様

におかれましては、現場に飲み物を持参するなどして水分を十分に補給いただくほか、休憩時間を入れて長時間連続での活動を控えるなど、熱中症の予防をお願いします。また、パトロール中の事故やケガ、イノシシやクマ等についても十分御注意をお願いいたします。加えて、新型コロナウイルス感染予防のため、「3密」の回避や、コマメなうがい・手洗いをお願いします。

私からの説明は、以上となります。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 「議長」との声あり —

No.8 笹川 宏農業委員

このカラーのチラシを見ますと、写真に写っている人たちはキャップと腕章は着用していますが、ゼッケンを着用しているようには見えないのですが、熱中症予防に絡めて、キャップと腕章だけというふうにはなりませんでしょうか。

大橋係長

腕章とキャップ、ゼッケンにつきましては、あくまでも活動が分かるように着けていただきたいということですので、熱中症や現場の状況で判断していただいて、着ける着けないを決めていただければと思います。

No.8 笹川 宏農業委員

では、腕章とキャップのみでも構わないということでしょうか。

大橋係長

はい。

No.8 笹川 宏農業委員

わかりました。ありがとうございます。

議長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号について事務局の提案のとおり決定すること

に御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後3時30分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_